平成24年第1回臨時会

大多喜町議会会議録

平成24年 1月31日 開会

平成24年 1月31日 閉会

大多喜町議会

平成24年第1回大多喜町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月31日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
請願第1号の上程、委員長報告、質疑、採決	24
日程の追加	25
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
閉議及び閉会の宣告	28
署名議員	31

大多喜町第1回臨時会

(第1号)

平成24年第1回大多喜町議会臨時会会議録

平成 2 4 年 1 月 3 1 日 (火) 午後 1 時 2 8 分 開会

出席議員(12名)

1番	野	中	眞	弓	君		2番	小	倉	明	徳	君
3番	江	澤	勝	美	君		4番	小	髙	芳	_	君
5 番	苅	込	孝	次	君		6番	君	塚	義	榮	君
7番	吉	野	僖	_	君		8番	志	関	武 良	夫	君
9番	野	П	晴	男	君	1	0番	藤	平	美智	子	君
1番	野	村	賢	_	君	1	2番	正	木		武	君

欠席議員(なし)

1

地方自治法第121条の規定による出席説明者

	町		長	飯	島	勝	美	君	副	J	Ħ	J	長	鈴	木	朋	美	君
	教	育	長	石	#	信	代	君	総	<u>;</u>	務	課	長	花	﨑	喜	好	君
企画財政課長		小里	予田	光	利	君	健	康	福	祉諹	長	磯	野	幸	子	君		
	産業:	振興詩	# 長	菅	野	克		君										

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 髙橋謙周 書記 小倉光太郎

議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事請負契約の変更について

日程第 4 議案第2号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)

日程第 5 請願第1号 県立岬・大原・勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書提出

を求める請願(継続審査)

追加日程第1 発議第1号 県立高等学校の統合案に対する意見書の提出について

◎開会及び開議の宣告

○議長(正木 武君) ただいまの出席議員数は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成24年第1回大多喜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 1時28分)

◎行政報告

○議長(正木 武君) 日程に先立ち、町長から行政報告があります。 町長。

○町長(飯島勝美君) 本日、平成24年第1回議会臨時会を招集させていただきましたが、議長さんを初め議員各位には、大変日ごろからお忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。

昨年を振り返ってみますと、3月11日に発生をいたしました東日本大震災、そしてそれに伴います福島原子力発電所の事故、さらには日本全国で、豪雨による災害によりまして本当に多くの方々がいまだに避難をされているわけでございますが、その方々の一日も早い復興というものを心から願うところでございます。

このような状況を踏まえまして、大多喜町といたしましても、特に今職員と一緒にやって おります「ストップ・ザ・人口減少」という言葉を合い言葉に、いろいろな施策を今進めて いるところでございます。これは、若者の定住化という観点から、まず子育ての支援の充実 や雇用の促進、あるいは住宅地の確保など積極的に推進していくために各種制度の充実を図 ってまいりたいと考えております。

また、圏央道の開通を控えまして、首都圏への交通網のインフラ整備などを検討し、住みよい環境整備を図り、人口減少に歯どめをかけたいと思います。

以上、簡単でございますが、今後の施策の方針の一端を申し上げましたが、また、議員各位の皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました資料によりご 了承願いたいと思います。

また、本日の議会臨時会でございますが、会議事件といたしまして、庁舎をですね、増改

築工事請負の契約変更の契約、それから一般会計の補正予算、それから請願の継続審査の3 件でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

簡単でございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

○議長(正木 武君) これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長(正木 武君) 次に、諸般の報告でありますが、平成23年第4回議会定例会以降の議 会関係の主な事項は、お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

また、監査委員から昨年11月2日と4日に実施しました定例監査結果報告及び12月26日と 本年1月25日に実施された例月出納検査報告が提出されました。お手元に配付の写しにより ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(正木 武君) これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

8番 志 関 武良夫 議員

9番 野 □ 晴 男 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長(正木 武君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

-4-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 日程第3、議案第1号 大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

前に提案理由の説明をさせていただきます。

計を変更せざるを得ない状況となりました。

総務課長。

○総務課長(花崎喜好君) それでは議案つづり1ページをお開きいただきたいと存じます。 議案第1号 大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事請負契約の変更について、本文に入る

本契約につきましては、去る平成22年9月22日に議決をいだたき工事に取りかかりました。その後、増築部分の設計変更によりまして、工事請負契約の変更の議決を本年の6月3日の第2回の議会定例会においてご承認をいただいたところでございます。旧庁舎の改築補強部分につきましては、外壁のコンクリートの劣化が当初設計段階よりも進んでいることや照明器具のLED化、屋上塔屋の防水工事を追加することによる変更が生じたことによります設

また、この変更工事は、今回工事と同時に施工することによりまして、工事費の節減を図れることや建物の耐用年数を延ばすことができることなどが主な変更理由でございます。

契約額の変更につきましては、当初の請負比率を変更設計額に掛けまして請負変更額を算出しております。

なお、工期については、変更ございません。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事請負契約の変更について。

平成23年6月3日に変更議決された大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事請負契約の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

次の契約の目的でございますけれども、大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事につきましては変更ございません。

契約の方法でございますが、指名競争入札についても変更ございません。

次の契約金額でございますが、変更前が6億3,574万4,550円でございます。変更後でございます。6億5,164万5,750円でございます。1,590万1,200円が増額となります。

契約の相手方でございますが、変更ございません。

最後に、工期でございますけれども、先ほど申し上げましたが、これにも変更ございません。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

これにつきましては、全員協議会でも何度かお話をしてきたところでございますので、よ ろしくご審議くださるようにお願い申し上げます。

以上です。

○議長(正木 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番志関議員。

- **○8番(志関武良夫君)** 入札制度ということについてですね、執行部のほうではどういう認識を持っているのか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- 〇議長(正木 武君) 総務課長。
- ○総務課長(花崎喜好君) ちょっとご質問の趣旨がはっきりわからないんですが、入札制度 というのは、あくまでも指名競争入札あるいは一般競争入札による2つの方法等がございま す。大多喜町の場合、ほとんどが指名競争入札によりまして、業者を指名をしまして、その 中で入札をして契約をしているところでございます。

以上です。

- 〇議長(正木 武君) 8番志関議員。
- ○8番(志関武良夫君) その入札においてはですね、町のいろんな問題があると思うんですね。町の経費を最少限にするための競争入札ということと、それからいろんな条件のもとに入札を行われると思うんですが、この入札については、いかに町の経費を軽減できるかというような、そういうものの中でこの庁舎の指名競争入札はかかったと思うんですね。それについて追加設計変更、追加予算、そういうものを出してきているわけですが、この指名入札というものの中で請け負わせていく中で、この前も私言ったと思うんですが、新たに見つかったものについてはこれは議論していく必要が十分あるというふうに私は認識しております。しかし、当初からこういう亀裂問題とか危険な状況であるとか、そういうものの中で設計をされてですね、それで競争入札の中で安く請け負っていただいたということについて、私どもは本当によかったなという認識が非常に強かったわけですが、この追加追加でやってくればですね、安く競争入札やった意味がないんじゃないかというふうに考えるんですね。

それで、9月のときにも執行部のほうから提示されましたものの中で、東側のサッシの問

題ですね、それからヒューム管の試掘、外壁そういうものが報告されましたけれども、あれもサッシなどは、当初の耐震の問題と切り離せない、そういう説明の中で議会も承認するし、建設委員会でも承認してきたと思うんですね。そういう中でまたもやこういう設計変更、追加予算というようなことであってはですね、これは安く入札制度やったものの中では、我々の考えていたものからかなりかけ離れた状況が出てきているんじゃないかというふうに考えますけれども、その点についてどういう考えを持っているのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

〇議長(正木 武君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 今の、予算的に当初から思うと相当ふえてきているんで、入札制度がどうかというお話もいただきましたけれども、志関議員さんの言われる気持ちもよくわかります。ただですね、まず、入札制度そのものは、やはりお金を下げるということではなくて、やはりその工事そのものが安全確実なものができるということがまず一つにあります。そのために、その格付というのがございましてね、その規模に応じたいわゆる点数がございまして、その点数の範囲内の業者が、例えばランクづけがあるわけですね、Aランク、Bランク、Cランク、Dランクと。この工事の規模については、そういうランクづけの中で発注するという。今までの入札制度の中では、やはりこれが製品を安全で確実なものができるというつの方法であったということでございます。

もう一つは、入札というのはやっぱり1者に頼らずに何者でも競争させるといういうのが、 一つのは公平性もございますが、やはり価格を下げるということも一つの条件でもあります。 そういうことで、いろんな意味で入札制度はあるわけではございますが、いわゆる入札の 制度は国の、建設省の考え方をそのままこっちへ移してきているのが大体町も同じでござい ます。そういう形で入札をやっているところでございます。本町の庁舎もそのような形でや ってきたところでございます。

2つ目は、費用についてなんですが、私が町長に就任してから一番最初に私が見積書を受け取ったのは、たしか税込みで8億5,000万を超していたと思います。それで私が見て、それは見積書として上がってきませんが、8億5,000万を超えましたという話だったんで、これはもうできませんと、そういうことでお返しをいたしまして、それでとにかく削れるところは削ってほしいということで千葉さんにお願いしたんですが、ほとんど削れる要素はないと、1年間かけていろいろ皆さんと協議してきた、積み上げてきたものです。ということで、1,000万程度のものは削れるでしょうけれども、それ以上大幅に削ることはできませんとい

うことでありました。

そういうことで私が千葉さんのほうにお願いしたのはですね、縦横まず1メートルずつ縮めてほしいと、そういうことをお願いしまして、若干余裕のあるところの面積を少し削ってほしいということでお願いをしました。そして詰めて詰めて削れるところすべてお願いして持ってきていただいたのが、税込みで多分たしか私のところで見たのは、これ最初に上がってきた数字が8億2,000万を超しておりました。これでもできない、これじゃできませんということで、千葉さんのほうにお返しをいたしました。

それで、3回目に持って来るわけですが、でも、削りようがないということで、そのときに千葉さんのほうから申し出がありましたのは、じゃ全体的に削りようがないとすれば、千葉さんのほうの考え方はどこにあるか。私のほうとしては、じゃ屋根を低くして抑えてでもいいからとにかく金額を下げることに努力してほしいと、この数字ではできませんよということで。それで千葉さんのほうから提案があったのが、実は先ほど出ましたように、その中庁舎と増築庁舎の間の通路のところに擁壁を設けるという話だったんです。この擁壁で約4,000万かかるということでございましたので、これはライフラインの設備をちょっと移動することによってこの擁壁はいらないんじゃないかということになって、それは可能だということで、そこで設計変更をお願いしまして、その擁壁を減らしまして、そのいわゆるその何というんですかね、でき合いの製品をちょっとおっつけるだけで済むというような形になりまして、そこでようやく収めまして、約7億3,800万、これ税抜きですからね、だからそれでも7億もうちょっといってますよね。そういうことでそれでゴーサインを出したところでございます。

実際に追加につきましては、その工事をやっている最中に、3月11日の東日本大震災がございました。そういう中でいろいろあるんですが、その擁壁につきましてはそのいわゆるL型壁が製造が間に合わないということで、現場打ちにさせてほしいと、なぜかというと、その建物が建っちゃうともうそれが設置ができないということの条件の中で、じゃそれはやむを得ないということで現場打ちで承認をしたということでございます。

それから、天井の補強につきましては、東日本大震災でですね、天井落下というのが非常に多く発生したということで、庁舎の天井は、全部、普通軽天というのはですね、つり輪ほとんどつなげてないんですが、大多喜町のものは、それをビス止めに全部変更してもらいまして、3・11でも落ちないようなものにしようということでお願いをしたところでございます。

それから、もう一つは、電気回路を直させていただきました。これは長時間停電が続きますと、まず、町の庁舎の機能が動かないということで、東日本大震災の教訓を踏まえましてですね、じゃ最低限発電機を持ってきて、最低限の機能を働かせるだけの回路変更だけをしてくれとということで、そういう形でやっていただきました。

あと、若干建築主事の判断の違うところもございますが、そういった中でお願いをしてき たところでございます。それが今までの経過なんですね。

それで、中庁舎のですね、やはり今度の外壁につきましてということなんですが、これは 正直私も全部調べてきましてね、設計者にそこまで全部を拾い上げて設計をしてくださいと いう指示はありません。そういうことで、私もそういう経験者でございますけれども、まず、 そういう危険リスクが潜んでいるものを見えないものまで拾い上げて全部設計に入れてくだ さいと言いますと、膨大な金額になります。とてもじゃないけれども、今の金額ではおさま りません。そういうことで、恐らく私は、設計の段階で見えるところだけまずということで やったんだと思います。それで出たところでまた追加ということはあったと思います。私は そのときの経過は知りませんが、ですから、そういう設計依頼のときに、見えない部分まで 全部見積もりに入れてくださいという内容のもので依頼しているものではなかったように思 います。そういうことで来たと思います。

一般に、今度の中庁舎のああいう剥離につきましてはですね、一般的には大体出たところでやるのが本来だと思います。それは何かというと、見えないものを予算に入れると見積もりが膨大になります。ですから、今組んだ、かける金額で上がらない見積もりとして上がってきちゃいます。先ほど言いましたように、入札で幾ら落としたとしても、それ以上に実際は高くなるというようなケースもございます。一概にそうは言えませんけれども、そういうことで必ずしもそうはなりません。

ただ、大多喜の方法としてはそういうことで設計者にすべてのリスクを、見えないものを 拾い出して設計しなさいという指示で設計依頼してございませんので、それは設計者に責任 を問えないということでございます。そういうことでお願いをしているところでございます。 以上です。

〇議長(正木 武君) 8番志関議員。

○8番(志関武良夫君) 町長の言うこともわからないわけじゃないんですが、私ども議会の中でも、これ当初8億4,000万ほど建設資金があったわけですね。その中で、なるべくその議会のいらっしゃる皆さん全員がですね、なるべく負担をかけないような安く上げようといる。

う考えの中で議論してきたんですね。それで当初はこういう設計の中で、設計者の説明を聞きながら、皆さんで議論を重ねてきて、建設委員会の中でも設計者の説明をされて、その中で耐震問題にも十分配慮して、大丈夫ですということの中でゴーサインを出したわけですね。そういう中で、やはり我々はその入札制度のあれをやったときに随分安くできるようになったなということで、皆さんもよかったなという気持ちがあったと思うんですね。

そういった意味がね、町長も当初の設計予算よりも安く、高いからもっと安くしろというような今発言がありましたけれども、そういうようなことで、それは議会の中の皆さんのそういう考え方を町長は十分理解されたんじゃないかとは思いますけれども、追加追加でやってきた場合、私が言うのは、この新たに欠陥箇所が見つかったと、そういうものについては、私はこれは十分議論していく価値があるというふうに思っているわけですね。

しかし、その入札制度で請け負わせたものについて、各家庭でもそうだと思うんですが、 家を建てるのに、じゃこっちの工事をやってくれ、そっちの工事をやってくれということで やれば、その工事の請負者は負担となってくるわけですね。当然これは予算がないとできま せんよということにつながると思うんですね。それをやったんでは、その安く受けたものも 何もならないじゃないかというようなことにつながってくるんじゃないかというふうに考え るから、私はその考え方についてお聞きしたんです。

町長の答弁の中に、そういうものもやむを得ないというようなそういう節がありますけれども、私どもの考えとすれば、ここにいる議員の皆さんはどうかわかりませんけれども、私はそういったものについてはちょっと設計ミスであったのか、どうだったのか。請負業者は設計に従って金額を出すわけですから、工事をやる方々は設計に沿った工事を施工するわけですから、それはそれで仕方がない。そうであるとすればですね、ここは設計者がミスだったんじゃないかというふうに私は思いますけれどね。ほかの議員の方々の意見もあるでしょうから、私はそういう考えのもとで今質問させてもらいました。

それと、この中に今新庁舎の前の整備をやっていますね。あれはこれの予算の中に入っているんですか、入っていないんですか。それちょっと聞かせてください。

- 〇議長(正木 武君) 総務課長。
- ○総務課長(花崎喜好君) 外構工事のお話だと思いますが、外溝工事につきましては、別途の契約で、今、小倉土建さんが請負をしております。

以上です。

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。

7番吉野議員。

- ○7番(吉野僖一君) せんだって全員で現場視察したときにですね、気になるのは、素人なんですけれども、車寄せの設計が、S型で鉄筋が入っていて、ただあのときに屋根に水がたまってて、あれが耐震に、大分たっているんでそれが入っていないと思うんですがどうなんでしょうか。一応確認だけ。
- 〇議長(正木 武君) 総務課長。
- ○総務課長(花崎喜好君) ポーチの上の話だと思うんですが、あのところにつきましては、 一応問題ないということで一切手を触れておりません。以上です。
- ○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。
 5番苅込議員。
- ○5番(苅込孝次君) 志関さんがいろいろと指摘をしたんですけれども、私も同じような考えを持っているんです。前回も今回もまた設計額を合わせますと3,600万ほど、大変な額が変更されたわけなんですけれども、この請け負っているのは大手の建設会社であるにもかかわらず、工事やっている最中にあそこはいけない、ここはいけないということで恥ずかしげもなく契約変更を出しているということはですね、この耐震検査をした会社に対する一種の当てつけというか、そういう当てつけみたいなような感じも受けることもできるわけです。

今、町長の説明によりますと、その設計会社に対してその深部まで、その見えないところまでの設計はしなくてもいいですということであったんだそうですけれども、見えないところまで設計出さなくてもいいということは、これやっている途中にまたいろいろと変更が出るということを前提にしているんじゃないかと思うわけなんですが、そうなりますとですね、議会というのはこのチェック機関としての機能が果たせなくなるおそれがあるわけです。設計当初にその見えないところまで出さなくてもいいですよっていうことは、実際に工事をやっているうちにそれが出てくるわけですから、そのたんびにこの変更変更ということになるということは、議会としての機能チェックが果たせなくなってですね、議会としても、はいそうですかというわけで右から左へと了承ということも、議会としてのメンツもあるわけなんです。

そういう方法で工事をやっているということはですね、工事請け負った会社も責任がない、 設計した会社も責任がない、最後に責任とるのがその発注者、町がとるっていうことになる わけなんですが、一般の民間では考えられないことですよね。一般の個人の場合だったら、 こういうことは訴訟問題になるんじゃないかと思うわけです。余り安易に変更変更というの はですね、ちょっとどうなのかと思うわけです。

どうしても変更しなければ工事が進まないのであれば、どこがどういうふうにいけなかったかということを詳細に出して、それも耐震会社に出して行くんじゃないかと思うわけです。 今言っても、町がそういうところを見なくてもいいということあれば話が違うんですけれども、設計会社も請け負った会社も責任をとらずに、最後にこの責任は、町が金を払えば済むというような方法では、ちょっと納得がいかないわけです。

以上、私の考えです。

〇議長(正木 武君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 設計会社の請負と建設会社の請負というのは別々にあるわけですね。 それで、今お話もいただきましたけれども、だれも責任をとらないということではなくて、 もちろん設計事務所は設計事務所の責任をとる必要があります。もちろんその契約書にその 瑕疵担保というものが入っております。また、工事業者には工事業者が責任をとる瑕疵担保 責任がきちんと条項として入っております。ですから、それが決められた条項の中のもので あれば、間違いなくその責任をとってもらうわけでございます。

それで、今回の設計内容を見ますとね、まず、先ほど深部まで見なくてもいいよじゃなくて、予測できないものについてはね、見積もれないから出せないわけですよね。だから、あそこが壊れるであろうというという予測のもとに、じゃこれは何カ所あるから、何百万、何千万乗せていいかという話になると、それはまた無謀な話になっちゃいますんで、そういう見えない部分を予測で見積もりを負荷すということはできませんのでね、そういうことで恐らく大体ほかの建設でもそういう方法をとっているんだと思います。

まず、今回の建物で一番重要なのは、建築基準法にのっとってまず耐震というものがね、耐震がまずクリアできるかということなんです。それで、やはり今回の東日本大震災でもわかりますように、この地震が来ても倒れないような、いわゆる建築基準法に従った耐震強度をきちんとクリアしてもらいますよということが設計書の中にうたわれているわけですね、絶対的な条件で。ですから、増築等についても、それに見合う設計をされているわけです。

今度の中庁舎につきましては、ですから当然あの建物が耐震強度があるかないかというものはやっているわけです。それで当然耐震強度検査もやって、耐震強度はありますよということでございます。そういうことでそれぞれ発注していますんでね、基本的にそういう根幹に触れるものについてはすべて責任が出るわけです。だけど、今言いましたように、じゃ工

事をやってたときに、洗浄してて外側の部分がはがれましたよと、それだけに町としたらど うしますか、このままでもよろしいですかという話になるわけです。町としては、別にそれ ははがれたままでも耐震強度には問題があるわけじゃないんです。だけど、それを足場を組 んでまた後日やるというのは大変なんで、だからできれば一緒にやってほしいということで、 うちのほうはお願いしているんであって、耐震強度については、そのことで耐震強度が問題 であるということではない。

ですから、そこは契約条項とは少し違うわけですよね。ですから、それはあとは町として、 鉄筋等剥離したけれども、剥離しているところが随分出てきたけれども、じゃそれはそのま までいいよと言えばそれはそれでいいんだと思います。だけど、町としてせっかくやったも のをね、そのままで置いておくわけにはいかないわけです。ですから、そういうことでお願 いをしていると、そういうことであって、責任がだれもないわけじゃなくて、間違いなく根 幹的なものはすべて責任は設計事務所にはありますし、建設業者にもあります。でも、それ はちゃんと条項にうたわれてあるものでございます。そういうことで明確にその辺は条項に もうたってありますんで、よろしくお願いします。

〇議長(正木 武君) 5番苅込議員。

○5番(苅込孝次君) まだ工事途中ですから、ここで議会が否決して、工事ができないということになりますとまた問題ですから、可決しなければいけないわけなんですが、その変更の部分はですね、詳しく文書にして、それも一たん耐震設計会社にその数字も見せて、それでやってもらいたいと思うわけなんです。それでなければ議会としてのチェック機能を果たせないわけですね、ただ賛成賛成だけでは。

工事を今中止するわけにもいきませんので、最低そのくらいのことはお願いしたいと思います。

〇議長(正木 武君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 先ほど申しましたように、今回の追加工事をお願いすることが耐震強度に影響あるからやるというものではございません。これ町としてみっともないかどうかという話でございまして、建物そのものが、そのことをやらなくても耐震強度はあります。それは、もちろん、それが今言いましたように、耐震強度に影響するんであれば間違いなく設計事務所の責任でございます。ですから、設計事務所に瑕疵担保があると。でも、それはないんです。ですから、その設計の耐震強度があるということはもう間違いないわけで、そのことが落ちたから強度が落ちたということではございませんので、それはご理解いただきた

いと思いますが、経過資料につきましてはですね、また担当のほうから十分出させますんで、 よろしくお願いします。

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。 8番志関議員。

- ○8番(志関武良夫君) 今、町長が言った、耐震問題には十分あれがあると、機能しているというようなことですが、あれは、町長、そうじゃないと思うんですよ。耐震問題でね、非常に危険な箇所があるから、旧庁舎についてもところどころに大きな亀裂があると、そういうことの中でそういうものも補強の一つの材料に入っていたわけですよね。それで、その危険な箇所というのは、現在、今まで使っていた議場の階段の先の、あれ職員の食堂ですか、あの控え室みたいなっているところ、あそこの辺が非常に危険だというようなことを私ら聞かされたんですが、そういうものを全体的なものの中で、含まれた中でその補強をやったほうがいいじゃないかというようなことで始めたと思うんですね。だから、耐震問題には何ら問題がないんだということじゃなくて、その後で高圧洗浄した場合に、上のほうに細かい亀裂があるのが見つかったという、そういうことじゃないかと思うんですけれどもね、どうですか。
- 〇議長(正木 武君) 町長。
- ○町長(飯島勝美君) 志関議員の心配しているのもよくわかりますが、これは、先ほど申しましたように、設計段階の場合で、いわゆる中庁舎につきましては、いわゆる柱型がありまして、それを中心に動いていまして、その強度はその柱型が、基礎の部分が重要なんです。それともう一つは、柱と柱だけではもたなくて、その耐震壁っていうのが当然あるんですね。その中で今、志関議員が指摘されてましたのは、建物の中にある耐震壁というのは幾つか亀裂がありました。それは当然設計の中でそれを撤去して、また新しい耐震壁をつくるということで設計の中に入っているわけです。

ですから、見えてる部分については、明らかに取り壊して、また間仕切りを変えるとかして耐震壁補強ということは設計の中に入っていまして、それは今回のはがれたものとは全く別のものでございますんで、大変ですけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(正木 武君) 日程第4、議案第2号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算を議題 とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〇企画財政課長(小野田光利君) それでは、議案第2号 平成23年度大多喜町一般会計補正 予算(第4号)のご説明をいたしますので、議案つづり3ページをお開きください。

平成23年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正、第1条でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,117万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,990万8,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次に、継続費の補正第2条であります。

継続費の変更は、第2表継続費補正によるということで、5ページに第2表がございます ので、こちらをごらんいただきたいと思います。

第2表継続費補正、継続費の変更でございます。

款2総務費、項1総務管理費、庁舎建設事業については、平成22年度、23年度の継続事業でありますが、先ほど議案第1号でご説明いたしましたとおり、平成23年度事業費を1,590

万2,000円増額し、平成23年度事業費を4億6,789万3,000円、総額を7億2,857万8,000円と するものでございます。

3ページに戻っていただきまして、繰越明許費第3条でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費によるということで、先ほどの5ページにお戻りいただき、第3表をごらんください。

第3表繰越明許費であります。款6商工費、項1商工費、公衆便所管理事業については、 栗又地先の駐車場にあります公衆便所の浄化槽改修工事であります。現在の浄化槽は、平成 16年に設置した循環型浄化槽であり、設置時、下流で飲料水としてくみ上げていることから、 排水を出さない循環式としたものであります。

利用者が多い時期には、処理能力を超え、汚水を処理し切れず、職員がその対応に追われているのが現状でございます。その浄化槽を今回高度処理型の合併浄化槽40人槽に改修するための経費であり、施工監理委託料40万円、改修工事1,160万円、計1,200万円を平成24年度に繰り越すものでございます。

後ほど、歳出補正で説明をさせていただきますが、繰越額のほか、設計委託料49万8,000 円を補正いたします。こちらにつきましては、年度内に完了いたしますので繰り越しはいた しません。

それでは、次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算のご説明をいたしますので、7ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額2,117万 3,000円は、前年度の繰越金であります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

初めに、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 514万2,000円の増額は、町長車にかわる庁用車の購入 1 台であり、11年間使用いたしました町長車を廃車し、多目的に使用できるワンボックスタイプのハイブリッド車を購入しようとするものでございます。

次に、目7電子計算費212万8,000円の増額補正は、職員用パソコン20台の更新に伴う経費であります。13節委託料は、更新する20台のパソコンを既設のシステムに接続する設定委託料であります。14節使用料及び賃借料は、12月の導入予定が3月におくれたため、3か月のリース料の減額と、当初リース料に含める予定でありました設定業務部分のリース料の減額であります。

次に、款4衛生費、項1保険衛生費、目2予防費123万6,000円の増額補正は、ことし4月に運用開始予定の保健センターの消耗品、備品の経費であります。床に敷きますジョイント式マットまたパーティション、テーブル、ロッカー等の購入が主なものでございます。

目4母子保健事業費16万9,000円の増額補正は、同じく保健センターの消耗品、備品の経費であり、こちらは乳幼児用の玩具、身長計、体重計等の購入が主な内容でございます。

次に、款6商工費、項1商工費、目3観光費1,249万8,000円は、繰越明許費でご説明申し上げました栗又地先の公衆便所浄化槽の改修工事にかかる増額補正であります。このうち、施工監理委託料40万円及び浄化槽改修工事費1,160万円、計1,200万円につきましては繰越明許として設定するものであります。平成24年度当初予算の計上等も考えましたが、観光シーズンである新緑の季節、またはゴールデンウィークに間に合わせること、及び観光客の少ない時期に工事を施工したいため、今回の補正とし、工事は年度内完成が危ぶまれることから繰越明許といたしました。

以上で、平成23年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長(正木 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番野中議員。

○1番(野中眞弓君) 総務費一般管理費の中の庁用車両購入ですけれども、具体的にどういう車両なのか。それから多目的で使うということなんですけれども、では今までのその町長車のような扱いの車というのはどうなるのかということを伺いたいと思います。

それと、観光費の中の粟又の公衆トイレ浄化槽なんですが、今の浄化槽の規模とかそういうものはどうなっているのか。そして新しいものが40人槽ということなんですけれども、具体的にはどういうことなんですか。今のような40人槽で循環型でやるのか、あるいはもう合併浄化槽として長いこうパイプか何かで滝のところまで持っていくようにするのかとか、そういう具体的なことについて伺います。

- 〇議長(正木 武君) 総務課長。
- ○総務課長(花崎喜好君) 一般管理費の514万2,000円の庁用車の購入関係でございます。ご 質問でございますけれども、これにつきましては、車両としましては、7人乗りのワンボッ クス型を、ハイブリッドのワンボックスカーを予定しております。これにつきましては、町 長車ということではなくて、そこに庁用車というふうに書きましたのは、今までの町長車が

11年経過していますんで、これにつきましては廃車をさせていただきます。ですので、町長車、町長が専用に使う車ということではございません。議会車のほうがまた別にございますんで、もし町長がおひとりでどちらか行くという場合には、その議会車等をお借りして行くようにさせていただきたいと思います。

そして、今回購入します車につきましては、議員の皆様はもちろん、職員で数名で出張する場合、1人でもいいんですが、5人とか6人とか多い人数で出張する場合、結構よその車をお借りして行ってる場合もありますので、この車を利用していただいて、一緒に行動していただければ、燃料費、これ一応ハイブリッドを予定していますので、燃料費等もかなり安く済みますんで、経費を削減する意味でもそういうふうなことで活用する予定でございます。以上です。

- 〇議長(正木 武君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(菅野克則君) 粟又のトイレの浄化槽でございますけれども、既存のトイレでございますけれども、200人槽が入っております。基本的に処理はカキ殻を利用しまして、カキ殻についた微生物で汚水を処理するということで外に放流しない循環式でございます。

それと、その紅葉の時期あるいは夏の時期に使用量が多くなります。多くなりますと、どうしてもそのカキ殻の処理が遅くなりまして、処理水が、処理水を洗浄水に使っておるんですけれども、その洗浄水が黄色く濁ったり黒く濁ったりします。と、お客様から大分そのトイレが汚いというような苦情ですね、それをいただいておりますので、それと処理する汚物量が多くなりますと、外に放流しない浄化槽でございますので、浄化水槽が満杯になります。そうするとどこにも出るところがないんであふれるおそれがありますので、それを今職員が時期によれば1週間に1回程度ポンプでくみ上げて排水しております。その排水は浄化した水でございますので、影響のない水でございます。

それと、次に、新しくする浄化槽でございますけれども、そのような苦情等がございましたので、今度小型合併浄化槽の40人槽でございます。通常養老川ですと、放流水は秒での20が規制値でございます。だけども、水質等も考えまして10の放流水にする浄化槽を設置いたしたいと思っております。

以上です。

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。

11番野村議員。

〇11番(野村賢一君) 先ほど、野中さんから一般管理費の質問がございましたけれど、た

しか町長車というのもかなり古くて、議長車も多分古いと思います。こんな中で車両購入に 関してリースというのは考えなかったんでしょうか。

- 〇議長(正木 武君) 総務課長。
- ○総務課長(花崎喜好君) リースのほうも考えたんですが、庁用車の、一般企業あるいは企業会計の場合には、リースのほうが経費として落ちます。主に一般企業の場合は、リース料を払いますとその分が経費として落ちますので、年々それを落としていけばいいんですが、役所の場合は経費というふうな観念がありません。経費で落ちるというものではございませんので、これによってそのリース料率、要するに利息を払ってまで車を買うんであれば、一括で購入したほうが得といいますか、利息の分払わなくて済むというふうなことで、予算の許す範囲でこの予算額を計上させていただきました。

以上です。

- ○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。
 - 1番野中議員。
- ○1番(野中眞弓君) 粟又の浄化槽の件なんですけれども、合併浄化槽40人槽で最大こう観光客が込むときのことを考えますと、大丈夫なのかという思いがあります。

それから、その合併浄化槽ですから流すわけですよね。それはどこまで持っていくんですか。

- 〇議長(正木 武君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(菅野克則君) この40人槽の算定の基礎には、日平均、要するに栗又の駐車場を使う日平均を算出してございます。それで日平均の人数が188人です。それからこの40人槽という数値を持ってきてございます。ちょっと数値は細かく、計算は細かくなりますので、その計算は省かせていただきます。

それと、放流する水ですけれども、これにつきましては、駐車場のわきに側溝がございます。その側溝に流します。とその側溝は川につながっております。そのまますぐ下の川です。

- 〇議長(正木 武君) 1番野中議員。
- ○1番(野中眞弓君) すぐ下の川というのは、町の面白浄水場の水を取っているところではないんでしょうか。少なくてもそこの浄水場、飲み水に使う部分にトイレの汚水を流すというのは問題が大きいと思うんですけれども、どうでしょうか。
- 〇議長(正木 武君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(菅野克則君)** 今、既存の浄化槽をつくるときに、やはり合併浄化槽考えま

した。それで放流するパイプを町が取水している取水口より下に持っていくように考えたんですけれども、そのときに河川でありますので、そういう工作物は今の土木事務所に確認して問い合わせたところ、そういう工作物はつくってはいけないというふうに言われましたので、それで今現在の水を放流しない浄化槽にしてございます。

それと、水を流しているのは町だけではございませんので、それで普通養老川20 p p m で すから、それを10に落としますので、それだけ高度な処理をいたしますので、水のほうは大 丈夫かと思います。

以上です。

- 〇議長(正木 武君) 1番野中議員。
- ○1番(野中眞弓君) 町の事業で、町営水道のしかもこう本当にすぐそばに取水口がある。 うまらないね、希釈できないような場所に出ると、放水されると思うんです。何が大切かと と言ったら、河川法が大事なのか町民の健康、いい水を保障するっていうほうが大事なのか って言ったら、やっぱり町としては町民に自信を持っていい水を供給することだと思うんで すね。その辺で町の姿勢としては、もうあそこの飲料水の取水口の下まで何とか持っていけ るような努力をしてほしいと思います。そうでなければ賛成しかねます。
- 〇議長(正木 武君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(菅野克則君)** 栗又の駐車場の排水ですけれども、町が取水しているところのすぐところに水が落ちるわけでございません。大分上流に落ちます。

(「上流で落ちるんだ、下流に落ちるんならいいっぺよ」の声あり)

- ○議長(正木 武君) いいですか。ちょっとまだ話があるんじゃないの。いいんですか。 8番志関議員。
- ○8番(志関武良夫君) 今、町の飲み水に使う上流にその流れるというようなことであったんで、その距離がどのくらいあるんですか。放水されるところから、給水されるところまでの距離が。
- 〇議長(正木 武君) 産業振興課長。
- 〇産業振興課長(菅野克則君) 300はあると思います。

(「300」の声あり)

〇産業振興課長(菅野克則君) 300以上はあると思います。

(「取水だろ」の声あり)

○産業振興課長(菅野克則君) 取水口から粟又の駐車場の側溝ですね。300以上はあります。

(「取水するところあるだろ」の声あり)

- ○産業振興課長(菅野克則君) それはもう500ぐらいはあります。
- 〇議長(正木 武君) 8番志関議員。
- ○8番(志関武良夫君) 500ぐらいの距離だったらですね、一般的に我々がこう感じるのは、 やはり飲み水に使う上流に町のそういう施設からそのトイレの浄化した水を流したものをね、 またそのたとえ浄化したとしても、それをまたくみ上げてまた飲料水に使うというような、 そういうことはちょっとおかしいんじゃないか。だから、そこまで500メートルぐらいある んであれば、パイプだってそんな太いのは景観が悪くなるということですか。そういうこと でなければですね、何らかの方法をとったらどうなのかなと思うんですけれどもね。
- 〇議長(正木 武君) 町長。
- **〇町長(飯島勝美君)** 全体的なやつを私のほうでお話しいたします。

まず、現在の浄化槽のあるところですね、これはその上流にまだ先に滝見苑さんのごりやくの湯でもすでに流しているんですね。それはもっと水質の悪いもんですよ。20以内ですからね。今度大多喜町でこの栗又の滝に、ここにやるやつは10 p p mなんですが、高度処理なんです。それでこの10 p p mで放流していい、20で放流していいという基準はどういうことかと言いますとね、その河川に流れている水が、いわゆるそれよりもきれいですよということでその中におさめると、大体そのぐらいの基準の河川の水が流れているわけです。ですから、それよりもいい水を流しなさいというのが、その10 p p mであって20 p p mなんですね。ですから、当然10 p p mというのは、今の川に流れている水よりもきれいな水を流すんですよということなんです。ですから、当然それは法律でも認められていますし、これはだめであれば、法律上でね、そこに設置してはならんわけです。そういうことで、滝見苑さんは、既にその上流で、ごりやくの湯で合併浄化槽を放流してますんで、それも既に許可になっていますし、その水はちょうど浄水場のすぐ、何ですか、取水地のところに入っていきますから、同じなんですね。そういうことで多分そういう状態だと思います。

- 〇議長(正木 武君) 10番藤平議員。
- ○10番(藤平美智子君) 今、栗又のトイレのことなんですけれども、あのトイレはもう本当に私が1期のときに、あの周辺にみんなしていけないということでつくっていただいたんですけれども。

(「前に決まっていました」の声あり)

〇10番(藤平美智子君) いや、それでね、そのときに前カクタ商工観光課長が、もういろ

いろ工夫をしたんだけれど、今の方法しかないということで、今の形でやられたんですけれ ども、今現状の位置であのままもう少しやるっていうことはできないんでしょうか、お伺い します。

- 〇議長(正木 武君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(菅野克則君) やはりどうしてもですね、時期になりますと処理水が濁ります。もうお客様に大分苦情等をいただいておりますので、それでまたどうしてもその排水がないために処理水があふれる状態になります。そうしますと、非常に見た目がやはり、衛生的には問題がない、処理された水ですから。問題ないんですけれども、あふれますので、その辺で手間も大分かかります。お客様から黒い水だとやはり不衛生だというようなおしかりも大分受けますので、それを放流する浄化槽にかえたいと思います。

以上です。

○議長(正木 武君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議ありということでございますので、これから討論を行います。 初めに、本案に反対者の発言を許します。

1番野中議員。

○1番(野中眞弓君) 私は、今回のこの補正予算に反対の立場から討論させていただきます。 一般管理費について、町長車、あの黒いやくざと見間違うような黒い町長車をやめて、多 目的に使えるワゴン車を導入するという、その考え方そのものについては私は賛成するもの でありますが、反対は栗又の公衆トイレの浄化槽の問題です。

実は、一、二年前、中野に住んでいる人から、最近夏場になると大変水が悪くなる気がする。一晩コップに水を入れて置いておくと周りがぬるぬるするんですよ。ここにきてそれが気になるようになりました。心なしか、こうにおいも出てきているように思いますという話を伺いました。先ほど町長は、その上のほうで滝見苑さんの長生きの湯じゃなくて。

(「ごりやくの湯」の声あり)

○1番(野中眞弓君) ごりやくの湯、それができてからそういうふうになってきたと思うというふうに住民の方がおっしゃっているんですね。ごりやくの湯は、町民にとってご利益かというと決してそうではないと思うんです。現に上流で流しているから町が流してもいいという理由にはなりません。私たちの体は65パーセントが水分だって言われています。国が流していいのは20ppmだとかって言っているかもしれないけれども、それはあくまでも何ていうかこう抽出した物質であって、排水にはどういうものが含まれているかわからない。特にトイレの排水については、よそからもしかしたらこう流行性のね、そういうものが持ち込まれて、排出されるおそれもないわけではない。住民感情としても、何で町のそのトイレの排水を浄水、飲み水の、ちょっと言葉が出てこないんですけども、取水地に流すんだ、これ許しがたいことだと思うんです。

話があちこちになってしまいますが、あの世界遺産になった屋久島あたりでも、屋久島公衆トイレはほとんど密閉型のトイレで、人がいっぱいいるところは、やっぱりこのええと思うくらい汚水がトイレに流されてきています。でも、観光客のほうは、きちんと、このトイレはこういうことでこうなっているという看板が堂々と出されていて、ああそうかって納得して使うんですね。

大多喜町も、そういう環境に配慮しているんだということをやっぱり観光客にアピールしながら、町民の水源を守っていく、そういう姿勢が必要ではないか。合併浄化槽の放水口がどうしてもそこでなければ認められないんであれば、やはり今の密閉型のものをどうしたらそれで対処できるかということを考えるべきだと私は思います。

以上をもちまして、反対討論といたします。

- ○議長(正木 武君) 次に、本案の賛成者の発言を許します。
 8番志関議員。
- ○8番(志関武良夫君) 私は、今まで単純に家庭の雑排水を流すというようなそういう考えでありますけれども、町長などの説明を受けた中で、法的にも問題はない。そういうことであればですね、家庭の生活用水、そういうものに匹敵いたしますので、やむを得ないんじゃないかなというような考えの中でですね、賛成をしていきたいと思います。

それがだめだということであれば、じゃ下流のほうで家庭の雑排水を夷隅川の中に放流している、放出している、そういうものがたくさんあるわけですね。それで下流のほうでその水源をくみ上げているところもあります。そういうものもだめになっちゃうというようなことにつながってくるんじゃというふうに思います。

そういうものの中でクリアされていると、十分そういったものについても大丈夫だというようなことであればですね、これは認めていかざるを得ないんじゃないかなというふうに思いますので、その立場から賛成としていきたいと思います。

○議長(正木 武君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

〇議長(正木 武君) 举手多数。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、委員長報告、質疑、採決

○議長(正木 武君) 日程第5、請願第1号 県立岬・大原・勝浦若潮高校の統合案の撤回 を求める意見書提出を求める請願を議題とします。

本案については、平成23年第4回議会定例会で、議会運営委員会に付託され、閉会中の継続審査となった事件であります。

本案について委員長の報告を求めます。

野村議会運営委員長。

○議会運営委員長(野村賢一君) ただいま議題となりました請願第1号 県立岬・大原・勝浦若潮高校の統合案の撤回を求める意見書の提出を求める請願について、議会運営委員会における審査の経過及び結果をご報告いたします。

この請願は、昨年12月13日開催の第4回議会定例会で、当委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりましたものでございます。

議会運営委員会では、審査を行うため12月20日に委員全員出席のもと、正木議長にも出席 いただいて会議を開催し、慎重に審査を行いました。

このたび県教育委員会が示した「県立高校改革推進プラン」及び「第1次実施プログラム」は、平成22年5月から「県立高校改革推進プラン策定懇談会」を中心にいろいろと協議

検討は重ねられ、さまざまなプロセスを経て策定されたものであり、一応の評価はできるものでありますが、地域を同じくする夷隅郡市内の高等学校の統廃合にかかる問題であり、大多喜町議会としては決して対岸の一大事ではなく、夷隅郡市内の2市2町の共通の問題として、次世代を担う子供たちや保護者の負担増、さらにはいすみ市や勝浦市に所在する県立高校そのものの役割や重要性、そして2市2町の発展に大きく影響を及ぼす内容であり、議会運営委員会としては、請願の願意を尊重いたしまして、一部採択すべきものと決定いたしました。

なお、参考までに勝浦市議会及びいすみ市議会の本件に対する対応等については、お手元に配付の資料のとおり、同様ではありませんが、両市では市民等の署名をもとに、今月10日までに千葉県教育長に対して高校の存続要望書を提出してる状況であります。

以上で、報告を終わります。

〇議長(正木 武君) 委員長から報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇議長(正木 武君) 挙手全員です。

したがって、請願第1号は一部採択とすることに決定しました。

◎日程の追加

〇議長(正木 武君) お諮りします。

ただいま、野村賢一議員ほか4人から、県立高等学校の統合案に対する意見書の提出についての発議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

提出された議案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 配付漏れなしと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(正木 武君) 追加日程第1、発議第1号 県立高等学校の統合案に対する意見書の 提出についてを議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

○議会事務局長(髙橋謙周君) それでは、提出されました議案の朗読をさせていただきます。
発議第1号

平成24年1月31日

大多喜町議会議長 正木武様

提出者 大多喜町議会議員 野村賢一 賛成者 藤平美智子 同 小髙芳一 同 野口晴 男 同 野中眞弓

県立高等学校の統合案に対する意見書の提出について

上記の議案を、大多喜町会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

県立高等学校の統合案に対する意見書

千葉県教育委員会は11月16日、「県立学校改革推進プラン(最終案)」及び「第1次実施プログラム(案)」を発表しました。これによると岬・大原・勝浦若潮の3高校を統合して1校にすることが明記されています。この案のとおりになれば、それぞれ伝統や特色を持った夷隅地域の高校は、10年前に6校あったものが、わずか2校になってしまいます。

これらの高校は、地域と深く結びつき、それぞれ特色ある教育を通じて、多くの若者を大学進学や社会の一員として活躍する人材を育てるという大きな役割を果たしてまいりました。

特に房総半島に位置する郡部の地域では、少子化や若者の都市部流出により、

地域経済が冷え込む中で、地域に高校があることで、通学のため駅を利用し、商店街を歩く高校生たちは、街に活気や勇気を与える存在でもあります。

各地域にあった高校がなくなることは、当該地域の発展の大きな基盤を無く すことであり、地域経済にも深刻な影響を及ぼすことは必至であります。

また、大原鴨川間、一宮大原間から高校がなくなることによって、夷隅の子どもたちはさらに遠距離通学を強いられることになるだけでなく、保護者にとっても子育てをする環境はさらに厳しくなり、子どもたちや保護者など、地域の将来を支える若い世代の「地元離れ」をさらに進め、夷隅地域全体の過疎化を加速することは、間違いありません。

子どもたちの教育と地域経済を一緒にすべきことでないという考え方もありますが、都市部への若者の人口流出によって、過疎化が進む郡部の状況は、様々な分野で課題を抱え、その内容は深刻なものとなっております。

つきましては、この度の学校統合案を含め、今後の高校統合にあっては、小規模校の存続に視点を置いた検討による教育基盤の確保を図るとともに、やむを得ず統合を計画する場合は、統合によって使用されなくなる学校施設の有効活用プランを並して策定され、当該地域の将来や発展及び地域経済へ十分配慮された形の中で、取り組まれることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書提出する。

平成24年 1月31日

大多喜町議会

千葉県知事

千葉県教育長あて

でございます。

以上です。

- ○議長(正木 武君) 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。 11番野村議員。
- ○11番(野村賢一君) それでは、提案説明をさせていただきます。

日程追加についてご承認いただき、ありがとうございます。

それでは、提案理由の説明をいたします。

先ほど、請願が一部採択されましたことを受けまして、大多喜町議会として関係機関に意 見書の提出をいたしたく、ご提案をするものでございます。

既にご承知のとおり、勝浦市議会では「勝浦若潮高等学校の統合案撤回を求める意見書」を昨年12月15日に県教育長あてに提出しております。さらに、勝浦市及び市内4区長は、1万4,000人の署名をもって今年1月10日に「現在の勝浦若潮高校存続にかかる要望書」を県教育長あて提出しております。

また、いすみ市議会では請願は採択されませんでしたが、いすみ市長と岬高校後援会で1万5,000人の署名をもって、昨年12月28日に「岬高校・大原高校・勝浦若潮高校の再編案に反対し、岬高校の存続を求める要望書」を県教育長あて提出しております。

そこで、大多喜町議会としては現状を精査いたしまして、ただいま事務局から朗読のありました内容のとおり、独自の意見書案を作成し、千葉県教育長あてと千葉県知事あてに提出しようとするものでございます。

ご審議いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。 以上でございます。

○議長(正木 武君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(正木 武君) 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(正木 武君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これにて会議を閉じます。

平成24年第1回大多喜町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時53分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成24年 4月20日

議 長 正 木 武

署名議員 志 関 武良夫

署名議員野口晴男